

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

【修了考査の再受験について】

建設業労働災害防止協会 青森県支部

修了考査の再受験について

建築物石綿含有建材調査者規定（厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）に基づき、建設業労働災害防止協会 青森県支部で「建築物石綿含有建材調査者講習（一般）」を受講し、修了考査に不合格となった場合、修了考査を再受験することができます。

不合格の方へは「受講証明書」と「修了考査再受験申込書」を送付いたします。

修了考査の再受験には有効期限がありますので、「受講証明書」を必ずご確認ください。（再受験後不合格であった場合でも、有効期限の延長はできません）

修了考査の再受験は、講義を修了した日の属する年度の翌々年度末までお申し込みいただけます（回数に制限はありません）

令和 8 年度内に講義を修了した方は、令和 11 年 3 月 31 日までに建災防青森県支部が実施する修了考査を何度でも受験することができます。

例 1 4 月～12 月末日までの間に講座を受講して不合格となった場合

→ 令和 8 年 6 月 2 日に講義を修了した場合は、令和 11 年 3 月 31 日までの期間で開催される修了考査を再受験することができます。

例 2 1 月～3 月末日までの間に講座を受講して不合格となった場合

→ 令和 9 年 3 月 19 日に講義を修了した場合は、令和 11 年 3 月 31 日までの期間で開催される修了考査を再受験することができます。

受験対象者

- ・ 建設業労働災害防止協会 青森支部が開催した「建築物石綿含有建材調査者講習（一般）」を受講された方で、修了考査に不合格となり、当支部発行の「受講証明書」をお持ちの方に限ります。（受講証明書の紛失や氏名変更された場合、再発行の手続きが必要となり、手数料は 2,200 円（税込 10%）となります）

※ 他団体及び他都道府県支部で「建築物石綿含有建材調査者講習（一般）」を受講した方は当支部では受験できません。

再受験料等

7,700 円（税込 10%）

※ 講義を最初から受講する事も可能ですが、その場合は受講料をお支払いください。（再受験料は不要となります）

キャンセル及び無断で欠席された場合、受験料はお返ししません。

前納制になります。振込にて納付ください。

	支 払 先
振 込	青森みちのく銀行 新町支店 普通 3071963 建設業労働災害防止協会 青森県支部

申込完了後、「受講票」を FAX またはメールいたします。

FAX が無い方はメールでお送りいたしますので、申込書へアドレスをご記入ください。

領収書の再発行は行っておりませんのでご注意ください。

【インボイス領収書について】

- ・ 講習当日にお渡しいたします。
- ・ 領収書の再発行は行っておりませんのでご注意ください。

試験実施日

次回の予定は以下のとおりです。

希望する試験実施日の申込締切日（必着）までに「修了考査再受験申込書」を郵送にてご提出ください（FAX 不可）。

試験実施日	試験時間	受付場所及び実施会場	申込締切日 （必着）
令和8年 6月2日（火）	15時15分～ 16時45分	青森県建設会館 6階「大会議室」 （青森市安方二丁目9-13）	5月25日
令和8年 9月10日（木）			9月2日
令和8年 12月9日（水）			12月1日
令和9年 3月19日（金）			3月11日

受付時間：14時45分～14時55分

時間内に受付手続きができない場合は、受験が出来ません。

会場の入場時間は係員が案内します。

当日お持ちいただく物

- ・「受講票」（原本）
- ・「受講証明書」（原本）
- ・「身分証明書」（原本）（運転免許証、マイナンバーカード等）

※ 上記を必ず持参し、受付係員へ提示ください。原本の提示がない場合は、
受験できません。

テキスト、筆記用具（鉛筆かシャープペンシル、消しゴム）も必ずご用意
ください。

申込書提出・問合わせ先

建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目 9-13 青森県建設会館 1F

TEL 017-773-6200 FAX 017-773-6201

